

# 幼児教育・保育の無償化 と保育料の変更の説明会

## 内容

- 1 幼児教育・保育の無償化について（概要）
- 2 教育・保育の認定制度について
- 3 保育料について（変更を含む）
- 4 給食費の取扱いについて
- 5 幼稚園の補助制度について
- 6 認可外保育施設等の補助制度について

小平市 子ども家庭部

令和元年 7 月

# 1 幼児教育・保育の無償化について(概要)

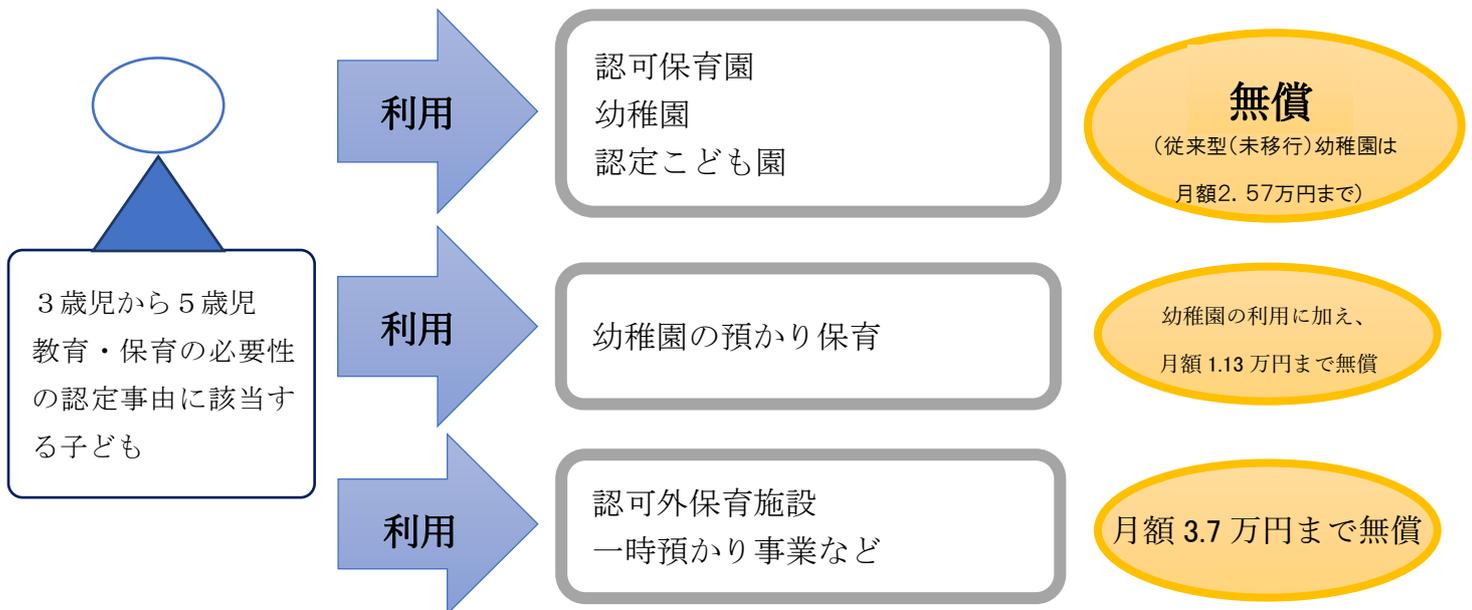
令和元年10月より、3歳児から5歳児までの認可保育園、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設などを利用する子どもたちの保育料（利用料）が無償化されます。小平市における取扱いについては、以下の通りとなります。

ポイント1
無償化給付を受ける際に必要な子育てのための施設等利用給付認定制度が創設されます！
ポイント2
認可保育園に通う3歳児から5歳児の保育料が無償化されます！
ポイント3
新制度に移行している幼稚園、認定こども園の保育料が無償化されます！
ポイント4
従来型（未移行）幼稚園に通う児童への保育料に対する補助金額が変更になります！
ポイント5
東京都認証保育所や認可外保育施設等に通う3歳児から5歳児の保育料・利用料に対する補助金額が変更になります！

※幼稚園等の保護者への補助金については、それぞれ設定する上限額まで無償となります。

※児童の年齢は各年4月1日時点の年齢で判断します（幼稚園の満3歳児クラスを除く）。

## 幼児教育・保育の無償化のイメージ（国制度）



※市民税非課税世帯は、0歳児から2歳児までについても上記と同じ内容で無償化の対象となります（認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償）。

## 2 教育・保育の認定制度について

令和元年10月より、これまでの認可保育園等の利用時に必要な子どものための教育・保育給付認定に加え、子育てのための施設等利用給付認定制度が創設され、各教育・保育の認定制度に応じた給付（補助）を受けられるようになります！

1

施設を利用するために必要な認定

子どものための  
教育・保育給付  
認定

対象施設

- ・認可保育園
- ・地域型保育事業
- ・認定こども園
- ・新制度移行幼稚園 等

2

施設利用に対する補助を受け  
るために必要な認定

**NEW**

子育てのための  
施設等利用給付  
認定

対象施設

- ・従来型（未移行）幼稚園
- ・東京都認証保育所
- ・認可外保育施設
- ・（認定こども園）
- ・（新制度移行幼稚園）

※（ ）内は教育・保育給付の教育認定者で預かり保育の補助を受ける際に保育認定が必要となります。

等

教育や保育の各要件や利用施設に対応した**認定制度**のもと、  
各認定に応じた**各種給付(補助)**を受けられるようになります！

## 教育と保育の2つの要件（各認定共通）

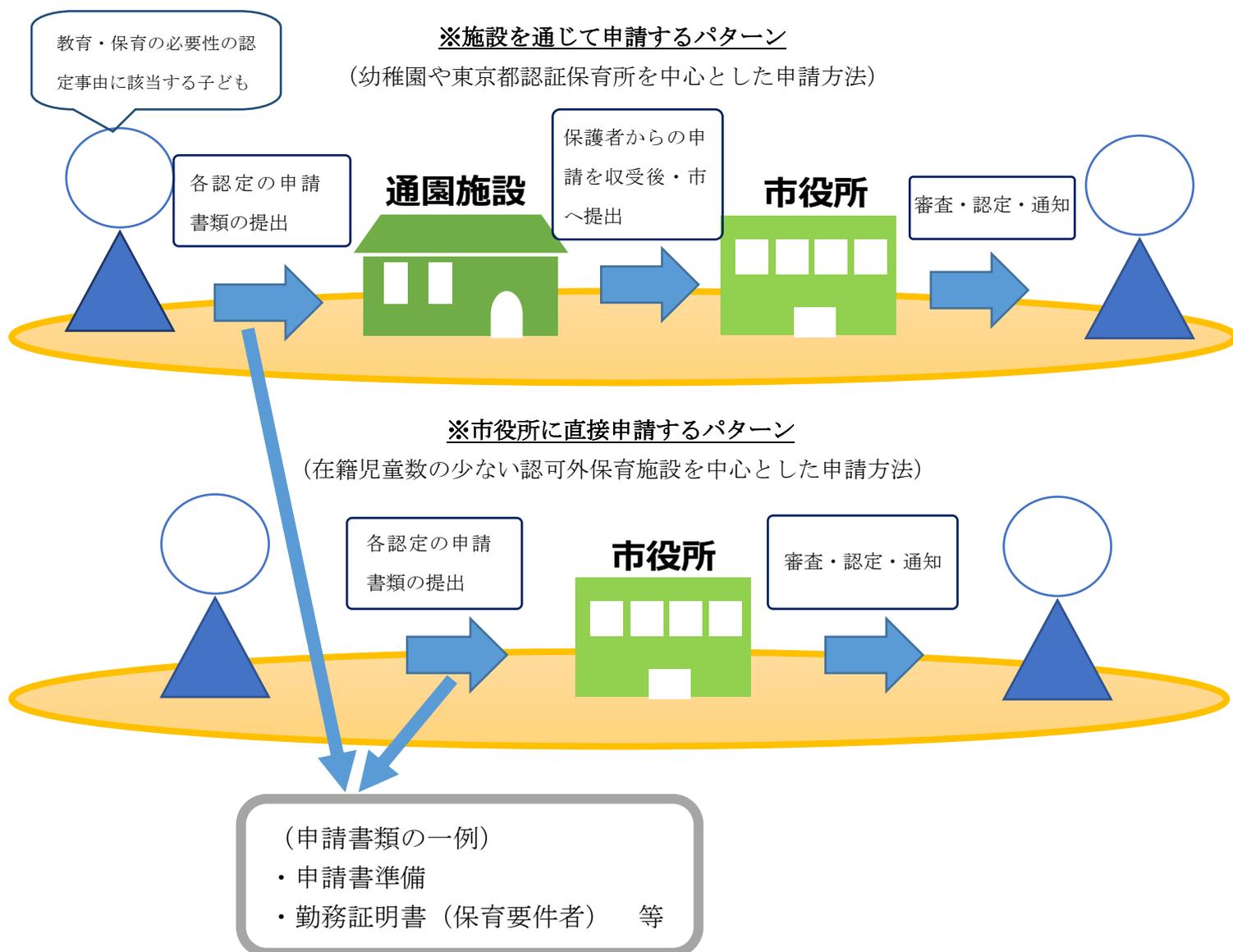
### 1 教育認定の要件

どなたでも、幼稚園（認定こども園の教育利用含む）を利用している児童であれば対象となります。

### 2 保育認定の要件

一定以上の就労時間がある共働き世帯等、日中保育ができない世帯の児童が対象となります。

## 手続方法は大きく2パターン（子育てのための施設等利用給付認定）



※認定が必要な世帯については、各施設の申し込み時や入園時等に申請をいただく形になります。

※施設等利用給付認定については、0歳児から2歳児は、市民税非課税世帯のみ対象となります。

※認可保育園、認定こども園等の保育認定世帯や新制度移行幼稚園（認定こども園を含む）の教育認定世帯（保育要件の無い世帯）は、子育てのための施設等利用給付認定の申請は不要となります。

### 3 認可保育園等の保育料について

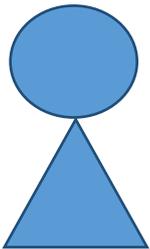
#### 【対象施設】

認可保育園、地域型保育事業、認定こども園、新制度に移行した幼稚園

令和元年10月より実施予定の幼児教育・保育の無償化では、3歳児以降の保育料が無償となります。また、0歳児から2歳児については、多子世帯への負担軽減を拡充するとともに、階層数を増やし、全体のバランスを踏まえた保育料に変更いたします。

変更点1 3歳児から5歳児の保育料の無償化

令和元年10月から実施

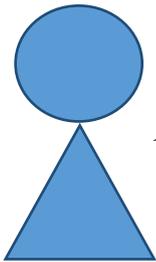


**保育料が0円になります！**

※実費分については、別途かかります。

変更点2 0歳児から2歳児の保育料（多子軽減）

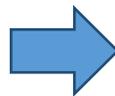
令和元年10月から実施



**多子世帯への負担軽減の拡充をします！**

#### 多子軽減の詳細

【これまで】  
就学前子どもの最年長者から  
第1子と算定

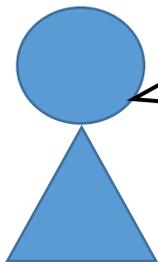


【10月から】  
年齢制限を撤廃し、最年長の子ども  
から第1子と算定

#### 計算例

※世帯の市民税が200,000円で、中学1年生、保育園2歳児、保育園0歳児の子どもがいる世帯の場合

	変更前			変更後	
兄弟年齢	兄弟カウント	保育料		兄弟カウント	保育料
中学1年生	—		⇒	第1子	
保育園2歳児	第1子	35,600円（全額）		第2子	17,800円（半額）
保育園0歳児	第2子	17,800円（半額）		第3子	0円（無償）



**ポイント1 階層数の増**

階層数（23階層⇒27階層）を増やし、細やかな階層設定をします。

**ポイント2 利用料の変更**

所得の低い世帯には、月々の負担を軽減し、所得が高くなるにつれ、応分のご負担をいただく形に変更します。

変更の詳細（0歳児～2歳児）

	階層 (以上 未満)		保育料 (月額)	現行比増減	国基準額(参考)	
1	生活保護、里親世帯		0	0	0円 ～ 104,000円	
2	非課税世帯		0	0		
3	均等割のみ		2,500	△ 3,700		
4	市民税が右の区分に該当する世帯		35,000	4,500		△ 3,200
5		35,000	48,600	6,300		△ 2,100
6		48,600	57,700	8,100		△ 1,800
7		57,700	65,000	9,800		△ 1,050
8		65,000	77,101	11,500		△ 2,100
9		77,101	89,000	13,200		△ 2,200
10		89,000	97,000	14,800		△ 1,800
11		97,000	107,000	16,400		△ 800
12		107,000	119,000	18,100		△ 700
13		119,000	131,000	19,700		△ 300
14		131,000	143,000	21,300		△ 100
15		143,000	157,000	22,900		△ 100
16		157,000	163,000	24,900		△ 100
17		163,000	169,000	27,500		△ 900
18		169,000	180,000	30,000		0
19		180,000	196,000	33,900		900
20		196,000	215,000	37,500		1,900
21		215,000	250,000	41,300		2,300
22		250,000	270,000	46,000		1,000
23		270,000	301,000	48,000		3,000
24		301,000	330,000	52,000		3,000
25		330,000	397,000	54,000		5,000
26		397,000	517,000	57,000		5,000
27	517,000		58,900	6,900		

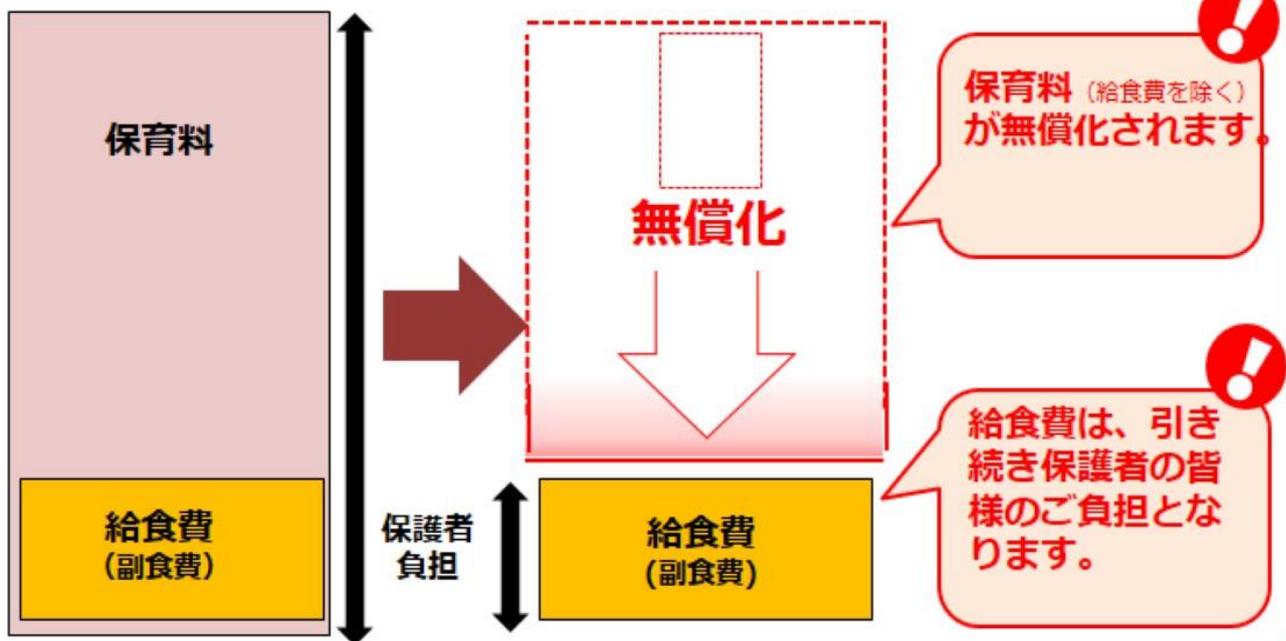
## 4 給食費の取扱いについて

本年10月より、3歳児から5歳児の保育料の無償化が開始されますが、**保育園の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、保育園等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

※年収360万円未満の世帯及び第3子以降については、副食費の支払いは免除されます。

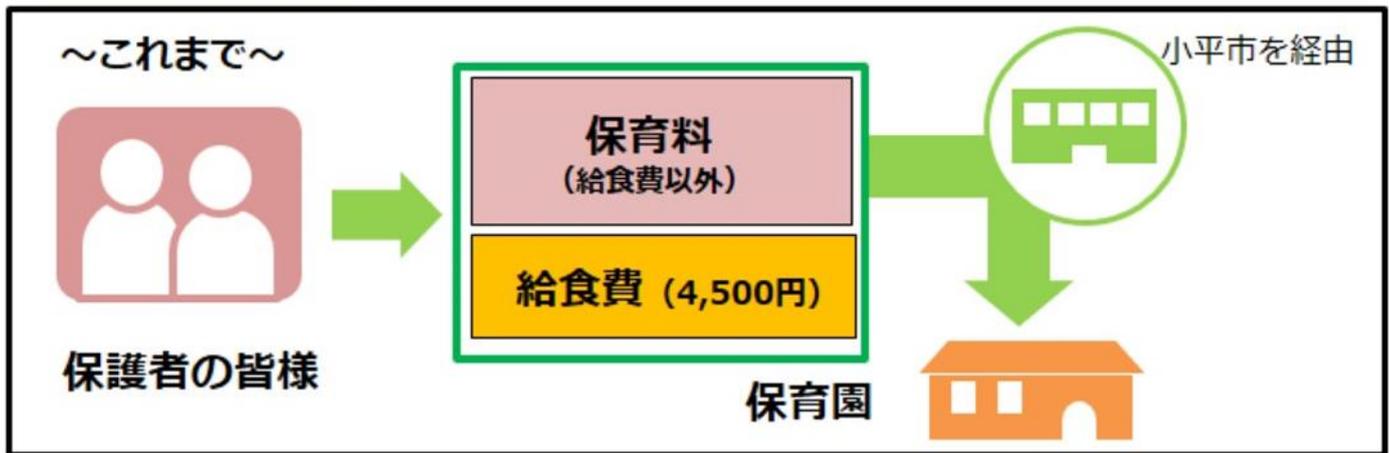
～これまで～

～無償化後（令和元年10月以降）～

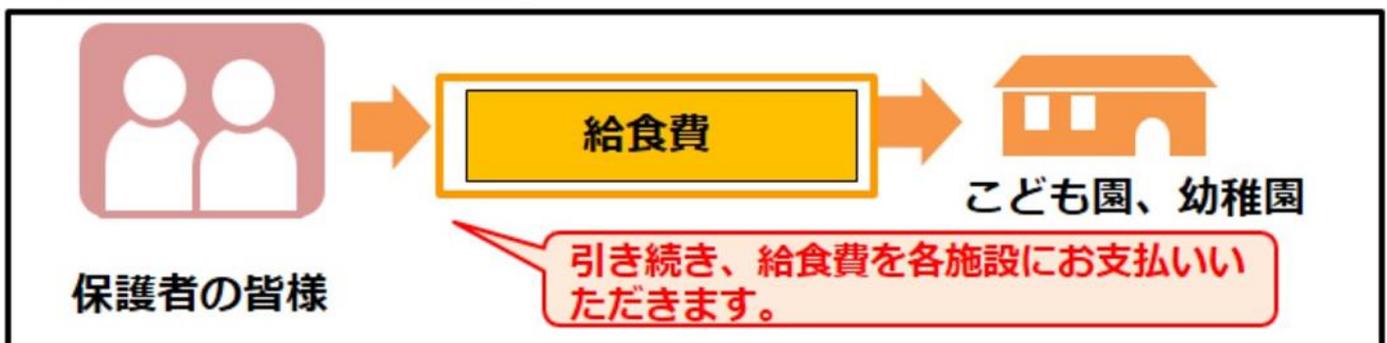


- 現在、認可保育園の3歳児から5歳児の給食費分については、（保育料の一部として）小平市を通じて、保育園にお支払いいただいております。
- 無償化後は、国の原則のとおり給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただきますが、**今後は、給食費を認可保育園にお支払いいただくこととなります。**

## 認可保育園



## 認定こども園、幼稚園



## 5 幼稚園の補助制度について

### 新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園

#### 【市内の対象施設】

- ・ひめゆりこども園
- ・めぐみこども園
- ・まるやまこども園
- ・白梅幼稚園
- ・花小金井こども園
- ・たかのだい幼稚園

#### 1 上記の対象施設を利用する場合の補助金（教育（1号）認定子ども）

月額（令和元年10月以降）	
保育料	東京都・小平市からの補助金
0円	5,300円～9,700円

※東京都、小平市からの補助金は教育に係る費用（教育充実費等）が対象となります。

※支給上限＝東京都・小平市からの補助額または保護者の負担額のうち低い額になります。

#### 2 補助金の申請と交付方法

児童の通う新制度に移行した幼稚園・認定こども園を通じての申請になります。交付額決定後、指定口座に振り込みます。

# 新制度に移行していない私立幼稚園

## 【市内の対象施設】

- ・小平神明幼稚園
- ・洗心幼稚園
- ・小平みどり幼稚園
- ・なおび幼稚園
- ・小平なみき幼稚園
- ・りんどう幼稚園
- ・小平あおば幼稚園
- ・小平若竹幼稚園
- ・弥生台幼稚園

## 1 上記幼稚園を利用する場合の補助金

※支給上限＝補助額の総合計（国と東京都・小平市）または保護者の負担額のうち低い額になります。

月額（令和元年10月以降）		
各園が定める保育料	国からの補助金	東京都・小平市からの補助金
27,000円～31,000円 市内幼稚園（H30実績）	25,700円	5,300円～9,700円

（例）保育料が月額31,000円の場合

$$\text{補助額 } 31,000 \text{ 円} = 25,700 \text{ 円} + 5,300 \text{ 円}$$

保育料と同額の補助となり、保育料が実質無償となります。

## 2 無償化後の給食費の取扱い

無償化後も引き続き、給食費は保護者の負担となりますが下記①②のどちらかの条件を満たす児童の「給食費」のうち月額4,500円を上限とし「副食費相当分」を補助します。

- ① 年収360万円未満の世帯の児童      ② 第3子以降の児童

## 3 補助金の申請と交付について

児童の通う幼稚園を通じての申請になります。交付額決定後、指定口座に振り込みます。

# 預かり保育に対する補助

## 1 預かり保育の補助対象者

※下記①②の条件を両方満たしていること

- ① 幼稚園・認定こども園の預かり保育等を利用している児童
- ② 施設等利用給付認定の2号または3号認定を受けている児童

(例) 預かり保育料 600 円/1 日を月 20 日間利用した場合の補助額

$$\begin{array}{ccccc} 600 \text{ 円/日} & \times & 20 \text{ 日} & = & 12,000 \text{ 円} \\ \text{預かり保育料} & & \text{利用日数} & & \text{実際の支払額} \end{array}$$



$$\begin{array}{ccccc} 450 \text{ 円/日} & \times & 20 \text{ 日} & = & 9,000 \text{ 円支給} \\ \text{補助単価額} & & \text{利用日数} & & \text{合計補助金額} \end{array}$$

※補助額の上限・・・月額11,300円または保護者の負担額までになります。

## 2 補助金の申請と交付について

児童の通う幼稚園を通じての申請になります。交付額決定後、指定口座に振り込みます。

## 3 預かり保育の利用について

預かり保育の利用方法や状況は各園で異なります。また、保育要件の有無によらず、どなたでも預かり保育の利用はできます(保育認定のない場合は補助の対象にはなりません)。

また、保育の必要性の認定がある場合でも、空き状況によってはご利用ができない場合がございます。詳細は各園にお問い合わせください。

## 6 認可外保育施設等の補助制度について

### 【対象となる施設、事業等】

都道府県等に届出を行い、指導監督の基準を満たす認可外保育施設等

- ・ 東京都認証保育所
- ・ 認定家庭福祉員
- ・ 企業内保育所
- ・ 院内保育所
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業（保育を行った場合）等

※5年間の間は、経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも届出があれば無償化の対象となります。

### 1 保護者への補助金について

補助の内容		(月額)
保育認定のある 0・1・2歳児（市民税非課税世帯）		42,000円
保育認定のある 3・4・5歳児		37,000円

※支給上限＝補助額または保護者の負担額のうち低い額になります。

※東京都認証保育所に通う3歳児以降の市民税非課税世帯及び第3子以降には、別途、東京都の制度を活用した月額3,000円の補助があります。

### 2 補助の要件について

施設等利用給付認定の2号または3号認定（非課税世帯）を受けている方が補助対象になります。

### 3 補助金の申請と交付について

児童の通う施設を通じての申請または市役所での申請になります（利用される施設・事業により異なります）。交付額決定後、指定口座に振り込みます。

## 問い合わせ先

○ 教育・保育の認定、認可保育園等の保育料について

保育課 入園・認定担当

電話 042(346)9601

○ 給食費の取扱いについて

保育課 庶務担当

電話 042(346)9594

○ 幼稚園、東京都認証保育所、認定家庭福祉員等の保護者補助制度について

保育課 幼稚園・認可外保育施設担当

電話 042(346)9645

○ 認可外保育施設（東京都認証保育所、認定家庭福祉員を除く）の保護者補助制度について

子育て支援課 手当助成担当

電話 042(346)9544

※本説明資料の内容は、令和元年6月末日現在の情報等を基に作成しています。

今後、国からの通知等により、制度が変更となる場合があります。

ご清聴ありがとうございました。

